



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省
秋田労働局

Press Release

報道関係者 各位

平成25年5月31日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課
監督課長 齋藤文彦
監察監督官 町田良則
電話 018-862-6682

平成24年度の臨検監督実施結果について

～ 立入禁止や使用停止等の命令、その他重大・悪質な事案が近年増加傾向 ～

秋田労働局（局長 小林 泰樹）は、平成24年度（平成24年4月～平成25年3月）に管下6労働基準監督署が実施した臨検監督¹の実施結果について以下のとおり取りまとめた。

【結果の概要】

臨検監督を2,101事業場²に対して実施、違反率63.2%。

労働基準法関係では、労働時間管理、残業手当不払い等に関する違反がメイン。

労働安全衛生法関係では、墜落防止措置に関する法違反が最も多い。

危険度の高い設備等に対する立入禁止や使用停止等の命令、その他重大・悪質な事案が近年増加傾向となっている。

※1 臨検監督とは

労働基準監督官が県内の事業場に赴き、労働基準法や労働安全衛生法、最低賃金法等の法令遵守状況について監督指導を行うもの。なお、臨検監督の対象となる事業場は、法定労働基準の履行確保や労働災害の防止等を図る目的から、法令遵守等に問題が懸念される業種等についてあらゆる情報を基に選定される。

※2 事業場とは

一定の場所で独立して継続的に行われる事業組織の単位。企業の本社、支店、営業所、工場、店舗、工事現場などが各々離れた場所にある場合には、原則として、それぞれが別個の事業場として取扱われる。労働基準法等は事業場を単位として適用される。

1 臨検監督の実施事業場数及び違反内容について（別表参照）

(1) 平成24年度に管下労働基準監督署が実施した臨検監督の状況

臨検事業場	2,101事業場	(23年度 2,097事業場)
違反率	63.2%	(23年度 69.1%)

平成 24 年度中に臨検監督を実施した事業場の総数は 2,101 事業場で、このうち何らかの労働関係法令違反が認められ是正指導をした事業場の総数は 1,328 事業場であった。

臨検監督を実施した事業場総数に対する違反事業場数の割合(以下、「違反率」という。)は63.2%で、平成 23 年度に比べ 5.9 ポイント減少したものの、使用停止等命令に該当するもの、その他重大・悪質事案はむしろ増加傾向にある。

(2) 使用停止命令等重大な違反の状況

高さ 2 m 以上高所等の開口部の墜落防止等	48 件	(23 年度 43 件)
機械の原動機、回転軸等の覆い	34 件	(23 年度 21 件)
高さ 2 m の作業床の端の墜落防止等	9 件	(23 年度 13 件)

内容：定期監督等で是正指導を行うに当たり、機械や設備等で、災害発生の危険性が高いため「使用停止等処分」を行ったものは、96 事業場となっており、ここ数年増加傾向となっている。

(平成 22 年度 71 事業場、平成 23 年度 90 事業場、平成 24 年度 96 事業場)

また、危険有害業務に就く場合の免許取得や技能講習の受講、作業主任者の選任、有害業務に関する特殊健康診断の実施、1 ヶ月以上の賃金不払等の悪質・重大な違反についても増加傾向となっている。

(3) 違反条文の状況

労働時間(週 40 時間超え)	264 件 (12.0%)	[23 年度 13.7%]	労基法
時間外の割増支払い	228 件 (10.9%)	[23 年度 14.4%]	労基法
労働時間(1 日 8 時間超え)	162 件 (7.7%)	[23 年度 10.0%]	労基法
法令等の周知義務	118 件 (5.6%)	[23 年度 8.1%]	労基法
労働条件の明示	103 件 (4.9%)	[23 年度 8.1%]	労基法
就業規則作成及び届出義務等	98 件 (4.7%)	[23 年度 6.6%]	労基法
高さ 2 m 以上開口部等墜落防止 (安衛則 519 条)	87 件 (4.1%)	[23 年度 3.3%]	安衛法
元方事業者の講ずべき措置等	77 件 (3.7%)	[23 年度 4.6%]	安衛法
2 m 以上の足場の作業床 (安衛則 563 条)	70 件 (3.3%)	[23 年度 3.5%]	安衛法
定期健康診断	68 件 (3.2%)	[23 年度 3.7%]	安衛法

内容：法違反として是正勧告が行われた条文は、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等などの法令の 292 の条文に及ぶ。

条文別では、労働時間に関連した労働条件の違反が最も多かったが、併せて時間外労働の割増賃金不払違反が多く、未だ賃金不払残業(いわゆるサービス残業)が多い現実を反映している。

また、労働安全衛生面では、建設業における高所作業に係る墜落防止措置不履行の違反指摘が少なくなり、建設業における災害発生の主要因と一致している。

(4) 業種別違反率等の状況

製造業

臨検事業場 529 事業場 (23 年度 284 事業場)

違反率 67.3% (23 年度 71.4%)

内容： 全体の法違反状況では、週法定超えの労働時間に関する違反が業種中で 19.3%と最も高く、次いで時間外労働を行った場合に支払う割増賃金に係る法違反が 15.3%など基本的な労働条件に関する違反が多い。

労働安全衛生関係の法違反では、機械設備などの安全装置が外れていた等の安全装置等の有効保持違反に係るものが 6.0%、定期健康診断に係る違反が 5.7%などが目立っている。

建設業

臨検事業場 717 事業場 (23 年度 725 事業場)

違反率 65.4% (23 年度 68.6%)

内容： 建設業にかかる法令違反は、元方事業者が請負人に対して指導を行っていなかったとする違反（元方事業者の講ずべき措置等）が 10.5%と最も多く、次いで、高さ 2メートル以上の作業床の端等で墜落防止等措置に係る違反が 9.9%、足場の設置の作業床等の墜落等危険防止の措置が 9.6%などとなっているなど、高所作業の墜落防止に関する法令違反が大半を占めている（268 事業場：同一事業場で各種法違反あるためダブルカウント有）。

運輸交通業

臨検事業場 118 事業場 (23 年度 78 事業場)

違反率 66.1% (23 年度 72.2%)

内容： 自動車運転者の労働時間等の改善基準（以下「改善基準」という）の違反である最大拘束時間の違反が 32.2%で最も多く、次いで、週法定労働時間に関する違反が 28.0%、連続運転時間違反が 22.0%などとなっていて労働時間管理に関する違反が上位を占める（131 事業場：同一事業場で各種法違反あるためダブルカウント有）。この結果は、自動車運転者の長時間労働の問題を反映した結果となっている。

商業

臨検事業場 287 事業場 (23 年度 409 事業場)

違反率 56.4% (23 年度 68.9%)

内容： 週法定超え労働時間に関する違反が 19.9%と最も高く、時間外の割増賃金に係る違反が15.7%など一般労働条件にかかる法違反が上位を占める。特に、労働条件の明示に係る違反が業種の 8.0%で上位にあり、他業種よりも高い違反率を占めている。

保健衛生業

臨検事業場 111 事業場 (23 年度 153 事業場)

違反率 68.5% (23 年度 70.6%)

内容： 社会福祉施設の臨検件数が 82%を占めているが、時間外の割増賃金に係る違反が 18.9%と最も高く、時間外・休日労働に関する協定の周知がない等の周知義務違反に係るものが 16.2%、週法定労働時間に関する違反が 14.4%となっている。また、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に係る違反が 10.8%と他業種より比較的高くなっている。

接客娯楽業

臨検事業場 124 事業場 (23 年度 116 事業場)

違反率 59.7% (23 年度 70.7%)

内容： 飲食店の臨検件数が 57%、旅館業の臨検件数が 35%を占めているが、時間外の割増賃金に係る違反が 21.0%と最も高く、週法定労働時間に関する違反が 12.1%、1 日の法定労働時間に関する違反が 10.5%などと一般労働条件に係る違反が多い。

2 秋田労働局の取組み

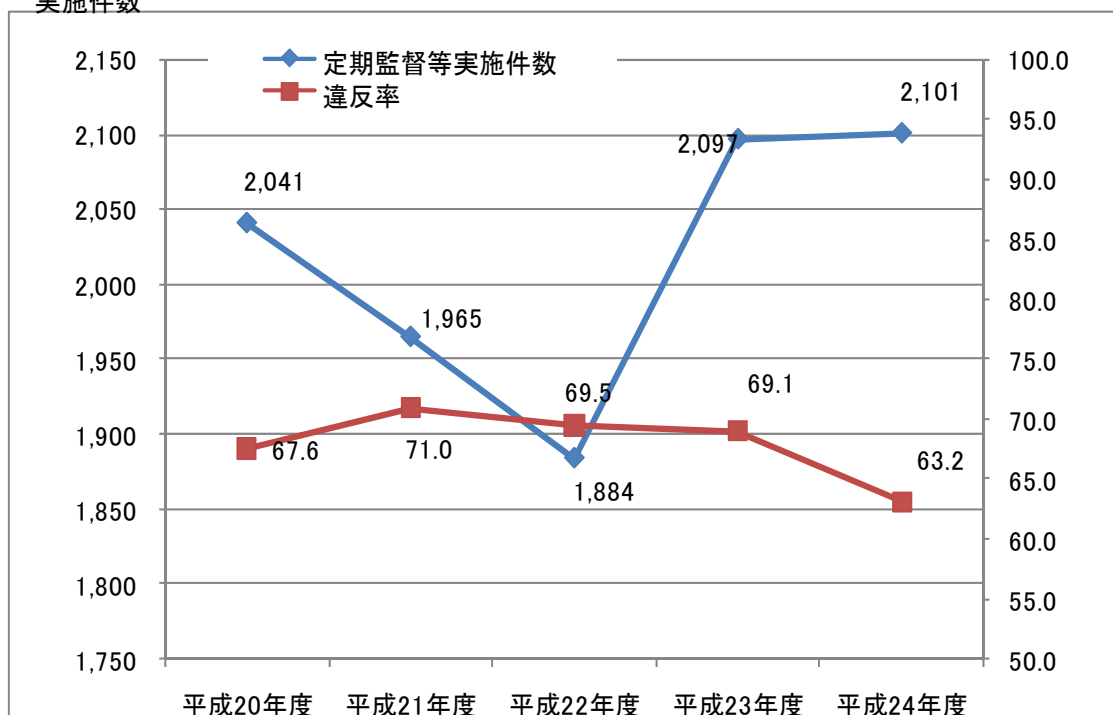
秋田労働局では、これら臨検監督実施結果等の内容を踏まえ、平成 25 年度においても、労働関係法令の遵守に向けた事業場の臨検監督を積極的に実施し、過重労働や賃金不払残業の防止、非正規労働者の労働条件確保、労働災害の防止、最低賃金の履行確保など、県内の労働者が安心して働ける環境の整備のための対策を推進するとともに、悪質な事業場に対しては積極的に司法処分を行う等、厳正に対処することとしています。

1 定期監督等実施件数 (平成20年度～平成24年度)

	定期監督等 実施件数(件)	違反件数 (件)	違反率件 (%)
平成24年度	2,101	1,328	63.2
平成23年度	2,097	1,449	69.1
平成22年度	1,884	1,310	69.5
平成21年度	1,965	1,395	71.0
平成20年度	2,041	1,380	67.6

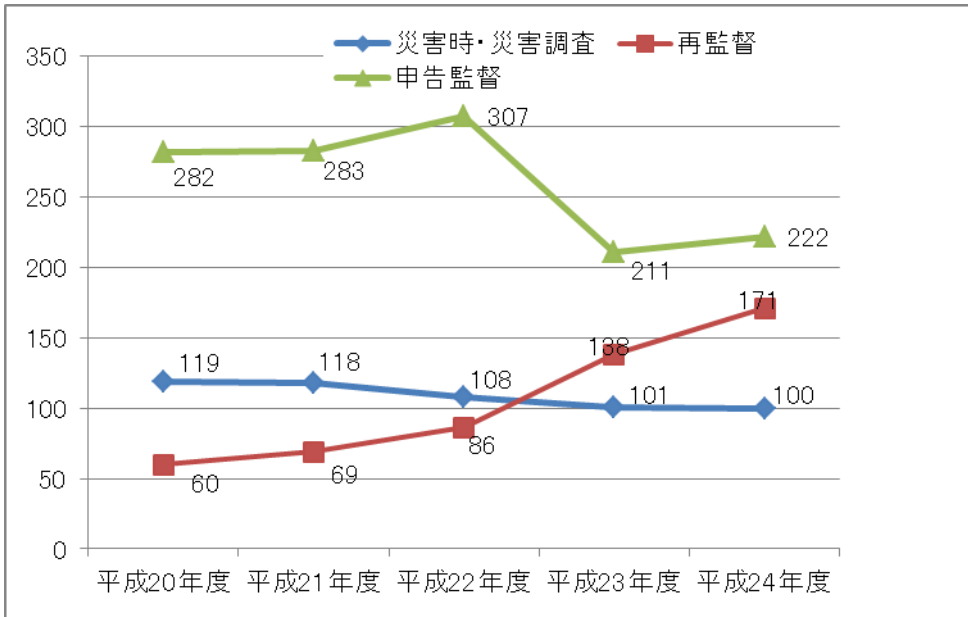
定期監督等
実施件数

違反率%



定期監督等実施件数の詳細(平成20年度～平成24年度)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
定期監督	1,580	1,495	1,383	1,647	1,608
災害時・災害調査	119	118	108	101	100
再監督	60	69	86	138	171
申告監督	282	283	307	211	222



2 定期監督等の実施件数・違反率(平成23年度・平成24年度)

業種	平成23年度		平成24年度		対前年度比	
	臨検件数 (件)	違反率 (%)	臨検件数 (件)	違反率 (%)	臨検件数 (件)	違反率 (%)
製造業	384	71.4	529	67.3	+145	▲4.1
鉱業	6	66.7	7	85.7	+1	+19.0
建設業	725	68.6	717	65.4	▲8	▲3.0
運輸交通業	115	72.2	118	66.1	+3	▲6.1
貨物取扱業	6	33.3	3	100.0	▲3	+66.7
工業的業種	1,236	69.6	1,373	66.4	+137	▲3.2
農林業	35	31.4	69	27.5	+34	▲3.9
畜産・水産業	3	66.7	1	100.0	▲2	▲33.3
商業	409	68.9	287	56.4	▲122	▲12.5
金融広告業	15	53.3	17	41.2	+2	▲12.1
映画・演劇業	0	-	2	100.0	+2	+100.0
通信業	4	50.0	2	100.0	+2	+50.0
教育研究業	11	72.7	16	68.8	+5	▲3.9
保健衛生業	153	70.6	111	68.5	▲42	▲2.1
接客娯楽業	116	70.7	124	59.7	+8	▲11.0
清掃・と畜業	28	75.0	32	62.5	+4	▲12.5
官公署	0	-	0	-	-	-
その他	87	72.4	65	58.5	▲22	▲13.9
非工業的業種	861	68.2	728	56.6	▲133	▲11.6
合計	2,097	69.1	2,101	63.2	+4	▲5.9

